

日本病理学会認定施設 認定審査細則

(令和7年11月12日制定、令和9年4月1日施行)

1. 日本病理学会は、国民に適切な医療を提供するための病理診断および病理学的業務を行なっている医療機関を日本病理学会認定施設（以下「認定施設」として認定する。施設認定は、日本専門医機構の研修プログラムにおける施設基準に連動し、専門医研修を行うのに適した規模と教育環境を備えた施設を明示するものとなる。）
2. 認定施設の認定基準は、次のとおりとする。
病理専門研修指導医、常勤病理医の有無、剖検数および生検・手術切除検体数などの病理部門における活動および施設状況を指標として、認定施設をS、A、B及びCに区分する。

(1) 認定施設 S

- (A) 大学本院
- (B) 剖検36体（3年間）以上、生検・手術切除検体が年間合計5,000件以上の施設
上記どちらかを満たす施設で、以下を満たしていること
 - (ア) 常勤の病理専門研修指導医2名以上
 - (イ) 独自に病理標本を作製できる技師がいて、自施設標本の大部分を作製している
 - (ウ) 剖検室を有し自施設内で実施されている
 - (エ) 剖検症例に対する臨床病理検討会（CPC）が開催されている
 - (オ) 細胞診業務が実施されている
 - (カ) 病理に係る業務に関する外部精度評価を受けている
 - (キ) NCDを通じて自施設の剖検データを登録している

(2) 認定施設 A

以下を満たしていること

- (ア) 常勤の病理専門研修指導医1名以上
- (イ) 剖検12体（3年間）以上
- (ウ) 生検・手術切除検体が年間合計1,500件以上
- (エ) 独自に病理標本を作製できる技師がいて、自施設標本の大部分を作製している
- (オ) 剖検室を有し自施設内で実施されている
- (カ) 剖検症例に対する臨床病理検討会（CPC）が開催されている
- (キ) 細胞診業務が実施されている
- (ク) 病理に係る業務に関する外部精度評価を受けている
- (ケ) NCDを通じて自施設の剖検データを登録している

(3) 認定施設 B

以下を満たしていること

- (ア) 常勤の病理医1名以上
- (イ) 剖検1体（3年間）以上
- (ウ) 生検・手術切除検体が年間合計300件以上
- (エ) 独自に病理標本を作製できる技師がいて、自施設標本の大部分を作製している
- (オ) 剖検室を有し自施設内で実施されていること
- (カ) 病理に係る業務に関する外部精度評価の推奨
- (キ) NCDを通じて自施設の剖検データを登録している

(4) 認定施設 C

以下を満たしていること

- (ア) 病理医1名以上（非常勤でも可）

(イ) 認定施設S,A,Bに該当しない施設(但し、生検・手術検体の年間合計が100件未満の施設については、病理学会認定施設審査委員会の審議を要する。審議を行った施設に対して、実績報告書を求める場合がある。)

3. 認定施設の認定を希望する医療機関は、所定の申請手続きを行うものとする。申請にあたり新規審査認定料を納めること。なお、新規審査認定料は別途定める。
4. 認定期間は3年とし、引き続き施設認定を希望する医療機関は、その都度所定の更新申請手続きを行い、審査を経て認定を更新する。更新申請にあたり更新審査認定料を納めること。なお、更新審査認定料は別途定める。
5. 認定期間中であっても、基準に満たない事項が生じた場合には認定を見直すことがある。
6. 認定施設は、病理診断および病理学的業務にかかる実績を年報として毎年日本病理学会に報告しなければならない。
7. 認定施設年報の主要項目は、日本病理剖検誌に掲載し、公表する。
8. 認定施設の申請様式（新規・更新）、認定施設年報の様式は、別に定める。
9. 認定施設は日本病理学会等の実施する調査に協力すること。
10. 認定施設は病理学会認定施設審査委員会が審査を行い、病理専門医制度運営委員会で認定する。
11. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附則

1. この細則は、令和7年11月12日に制定し、令和9年4月1日から施行する。